

## ○勝浦市ふるさと納税返礼品提供事業者登録要綱

令和7年10月1日  
告示第125号

### (目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度を活用し、特色ある地域資源や地元特産品等のPR、地場産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供するにあたり、返礼品を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定める。

### (要件)

第2条 返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
  - (2) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団員等、若しくはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
  - (3) 市税等を滞納していないこと。
- 2 返礼品は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 市の魅力を発信し、交流人口及び関係人口の拡大並びに地域産業の振興につながる要素を持つ商品等であること。
  - (2) 市内で生産、製造、加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの又は市内で提供されているサービスのいずれかに該当すること。
  - (3) 安定した供給が見込まれる品質及び数量を有するものであること（期間限定又は数量限定を除く。）。
  - (4) 飲食物の場合は、十分かつ適切な賞味期限又は消費期限が確保されるものであること。
  - (5) 宿泊券及び食事券等のサービス提供等の場合は、寄附者を記名して利用者を特定するとともに、有効期限は原則として発行日から1年間以上であること。
  - (6) 市が指定する宅配事業者により、配送が可能な商品等であること。
  - (7) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定する地場産品基準に適合していること。

### (登録)

第3条 返礼品提供事業者の登録を希望する場合は、勝浦市ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (登録の辞退等)

第4条 返礼品提供事業者は、登録を辞退しようとするときは、市長に届け出なければならない。

### (登録の取消し)

第5条 市長は、返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、返礼品提供事業者の登録を取消すとともに、返礼品提供事業者が提供している返礼品の取扱いを廃

止するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 返礼品提供事業者が第2条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、返礼品提供事業者として適当でないと市が認めるとき。

2 前項の規定により返礼品提供事業者の登録を取消し、返礼品の取扱いを廃止したときは、その旨を返礼品提供事業者に通知するものとする。

(返礼品の費用及び負担)

第6条 返礼品に対する市の負担額は、寄附金額の3割以下とする。なお、返礼品の価格には消費税を含むものとする。また、送料及び配送に要する費用についても市が負担する。

(返礼品の変更)

第7条 返礼品提供事業者は、返礼品の内容に変更があるときは、市長に届け出なければならない。

(返礼品の取消し)

第8条 市長は、返礼品が第2条第2項に規定する要件を満たさなくなったときは、返礼品の登録を取消すものとする。

2 市長は、前項の規定により返礼品を取消したときは、その旨を返礼品提供事業者に通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 返礼品提供事業者は、市及び寄附者から提供された個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、適正に取扱わなければならぬ。返礼品提供事業者でなくなった後も同様とする。

(秘密保持)

第10条 返礼品提供事業者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。返礼品提供事業者でなくなった後も同様とする。

(苦情等への対応)

第11条 返礼品提供事業者は、自社に起因する返礼品の品質等に関する苦情、事故等が発生したときは、その内容について速やかに市に報告するとともに、自らその対応に当たらなければならぬものとする。この場合において、市は、苦情、事故等への対応について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に返礼品提供事業者である場合には、第3条の規定による誓約書を提出したものとみなす。

別記第1号様式（第3条関係）

勝浦市ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書

年　月　日

勝浦市長　様

所在地又は住所  
法人名又は屋号  
代表者職・氏名

印

勝浦市ふるさと納税の返礼品提供事業者として採用されている期間中は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 ふるさと納税返礼品提供事業者として市に提出する書類及び資料に記載する内容は、全て事実と相違ないこと。
- 2 要綱第2条第1項に規定するふるさと納税返礼品提供事業者の登録要件及び要綱第2条第2項に規定する返礼品の要件を全て満たしていること。
- 3 要綱に規定されている内容を理解し、これを遵守すること。
- 4 返礼品の提供にあたり、総務省が定める地場産品基準、食品衛生法、食品表示法、その他の関係法令、ガイドライン等を遵守すること。
- 5 返礼品の提供に関し知り得た個人情報、その他の秘密について、返礼品の提供以外の目的で使用しないこと及び漏らさないこと。
- 6 市から返礼品の提供に関する調査、報告等を求められたときは、これに応じて協力すること。
- 7 要綱又は誓約事項に違反し、ふるさと納税返礼品提供事業者としての登録を取消されたとき又は返礼品を取消されたときは、一切の異議を申し立てないこと。
- 8 提供する返礼品について、自社に起因した品質等に関する苦情、事故等が発生したときは、一切の責任を負うこと。
- 9 要綱の内容に違反する行為、その他故意又は重大な過失により市又は寄附者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。